

告示第 10 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画）の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見書を提出することができる

令和 7 年 3 月 10 日

砂川市長 飯澤 明彦

- 1 地域計画の案を作成した区域
・砂川地区
- 2 縦覧期間
自 令和 7 年 3 月 10 日
至 令和 7 年 3 月 24 日
- 3 縦覧場所
砂川市役所経済部農政課（土・日曜日、祝日を除く開庁時間に限る）
- 4 意見書の提出について
 - (1) 提出方法
郵送、メール、FAX、農政課窓口を持参のいずれかによる。
 - (2) 提出期限
縦覧期間の満了の日までとする。ただし、郵送の場合は必着のものとする。
 - (3) 留意事項
地域計画の案に対する意見以外は受け付けない
 - (4) 意見書の取り扱い
意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画の公告の際に併せて公告する。